

市内企業デジタル化推進事業委託 プロポーザル方式審査要項

1. 審査の対象者

本プロポーザル方式の審査対象となる事業者は、参加表明書及び提案書を提出した参加者に限る。

2. 審査の方法

(1) 志摩市が設置した「市内企業デジタル化推進事業委託プロポーザル方式選定委員会」(以下「委員会」という。)が参加者の審査を行う。

(2) 評価項目、配点、評価基準は、別紙のとおりとする。

(3) 審査は、委員会の各委員が、参加者ごとに、評価項目に対して評価点を付与する。

(4) 各委員の評価点について、評価項目ごとに平均値を算出し(少数点第一位以下切捨)、各評価項目の平均値を合算した総得点の最も高い参加者を受託候補者として決定する。ただし、点数が60点以上であることを条件とする。

なお、総得点と同点の場合は、見積額の安価な参加者を受託候補者として決定する。見積額も同じ場合は、評価項目のうち「2. 企画提案の内容」の総得点が最も高い者を受託候補者とし、なおも同点の場合には委員長の決するところとする。

3. 審査

(1) 提案書、ヒアリングによって、審査を実施する。

(2) 見積書合計額が見積限度額を超えている場合は、審査対象から除外する。

(3) 次のいずれかに該当する場合は審査対象から除外する。

①提案書について、定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合

②提案書の提案内容に疑義がある場合

③参加者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合

(4) ヒアリング審査の概要は以下のとおりとする。

①参加者からの提案書に関する概要説明 約20分

②委員会から参加者へのヒアリング 約20分

③参加者の出席人数は3人以内とする。ただし、概要説明は当該業務を実施する1名で行うこと。

④パソコン、液晶プロジェクター等の投影装置の使用は認めない。

⑤説明用の追加資料の提示及び配布は認めない。

(5) ヒアリングの詳細(会場、時間等)については、後日各参加者へ郵送及び電子メールで通知する。

(6) 審査結果は、ヒアリングを受けたすべての参加者に通知する。

市内企業デジタル化推進事業委託

評価項目及び評価内容	評価及び評価点数				
	非常に優秀	優秀	ふつう	やや劣る	劣る
1. 業務の実施体制について (10点)					
同種の経験及び実績は十分か (5件:5点、4件:4点、3件:3点、2件:2点、1件:1点)	5	4	3	2	1
事業を適正かつ確実に実施できるよう、十分な人員体制が整っているか	5	4	3	2	1
2. 企画提案の内容(90点)					
実施計画(スケジュール)が現実的なものであり、かつ柔軟な調整が可能なものであるか	10	8	6	4	2
企業訪問について、業種・業態などのバランスが考慮された実効性のある訪問計画となるような工夫されているか	10	8	6	4	2
企業訪問について、企業課題を効果的に収集するとともに、企業がDXへの取組について興味や関心を抱く工夫がされているか	10	8	6	4	2
セミナーはDXに関する基礎的な知識の習得を目的が達成されるような工夫がされているか	10	8	6	4	2
セミナーは、多くの企業が参加しやすい工夫がされているか	10	8	6	4	2
伴走支援について、事業の目的が達成されるような支援対象企業の効果的な募集・選定方法が提案されているか	10	8	6	4	2
伴走支援について、短期間で効果や成果を生み出すことができる実効性のある支援方法等が提案されているか	10	8	6	4	2
伴走支援について、様々な業種・業態の支援ニーズに対応するための各種支援メニューが提案されているか	10	8	6	4	2
特筆すべきアピールポイントがあるか、独創性のある提案がなされているか	10	8	6	4	2
合計	100 点				